

出入国在留管理基本計画策定の理由

- 昨年12月に成立した入管法等改正法により、法務省が出入国及び「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記され、基本計画の名称も「出入国管理基本計画」から「出入国在留管理基本計画」に改称された。
- 外国人材の受入れ環境整備のために法務省が総合調整機能を果たすこととなり、この新たな任務の遂行に係る基本方針を明らかにする必要がある。
- 出入国在留管理庁の設置等、出入国在留管理行政を遂行する体制が刷新されたことを踏まえ、主要な課題と対応方針について整理する必要がある。

出入国在留管理基本計画の構成

- 基本計画は、次の3部で構成
 - I 出入国在留管理基本計画の策定に当たって(前文)
 - II 外国人の入国・在留等をめぐる状況(主に統計等)
 - III 出入国在留管理行政の主要な課題と今後の方針
 - ⇒ 基本計画の中核。前基本計画策定時以降の取組状況を「これまでの主な取組」として整理した上で、「現状の課題」、「対応策(今後の方針)」を記載。
- IIIは、次の8項目で構成
 - 1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ
 - 2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化
 - 3 技能実習制度の適正化に向けた取組
 - 4 外国人材の受入れ・共生のための取組
 - 5 観光立国実現に向けた取組
 - 6 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進
 - 7 難民の適正かつ迅速な保護の推進
 - 8 その他

新基本計画の主な変更点等

1 前基本計画策定(2015年9月)後の施策の実施状況の反映

- 技能実習生の保護等を目的とする技能実習法の施行
- 難民認定申請における濫用・誤用対策の強化
- 深刻な人手不足対策としての在留資格「特定技能」の新設
- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の策定及び法務省による総合調整機能の下での施策推進体制の構築
- 出入国在留管理庁の設置による体制整備
- その他
 - ・在留資格「高度専門職」の新設
 - ・「出入国管理インテリジェンス・センター」の新設
 - ・クルーズ船乗客審査に係る船舶観光上陸許可の導入
 - ・出入国審査における最新技術の活用(バイオカート、顔認証ゲートの導入) 等

2 新たに記載を追加する事項(案)

- (1) 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ
 - 在留資格「特定技能」の適切かつ円滑な運用の実現
 - 外国人起業家の受入れを促進する取組
- (2) 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化
 - 「特定技能」の運用状況を踏まえた検討
- (3) 技能実習制度の適正化に向けた取組
 - 新技能実習制度の適正な運用(送出国政府との協力、他法令による重層的取組等)
- (4) 外国人材の受入れ・共生のための取組
 - 総合的対応策の関係施策の推進、法務省による総合調整機能
 - 在留管理基盤の強化(在留カード番号の活用等)
 - 在留資格手続の利便性の向上(オンライン申請の対象拡充等)
- (5) 観光立国実現に向けた取組
 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応
- (6) 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進
 - 「出入国管理インテリジェンス・センター」を中核とする情報活用の促進
- (7) 難民の適正かつ迅速な保護の推進
 - 濫用・誤用的申請の抑制策の効果を踏まえた更なる措置の検討
- (8) その他
 - 出入国在留管理庁の体制整備
 - 職員の育成
 - 永住許可の在り方の検討